

平成18年(不)第70号 大阪学院大学事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人大阪学院大学

## 最終準備書面

平成19年10月24日

大阪府労働委員会 御中

被申立人代理人

弁護士 藤 本 清

同 松 本 光 右

### 記

#### 第1. 組合員に対する不利益取扱の有無について

- 1、 ヴァンメッヘレン(以下VMと略称)が、申立人の組合員であり、被申立人が平成18年度委嘱した佛語基礎会話の非常勤講師であったこと、VMが被申立人と平成18年3月30日に同年度前期(平成18年4月1日から同年9月20日まで)週4コマの同会話授業をすする契約(甲4の2)をしたことは当事者間に争いが無い。

また被申立人は、平成18年3月28日に非常勤講師としてポルキヤール(以下PCと略称)と同年度佛語基礎会話の授業を前期週2コマ、後期週6コマとする契約をした。(乙5の1)

- 2、 PCは、申立人組合員でないが、平成15年度から平成17年度まで3年間佛語会話の専任教員として被申立人大学に勤務していた者である。(乙8の1頁)PCの経歴(乙6)をみると、佛語教師として、大阪大学、立命館大学、甲南女子大学等に勤務した実績を有し、被申立人の教授会が専任教員として適当と認めて採用され、3年間被申立人大学内で特に不適切だとする問題もなく経過してきた。平成18年

度に被申立人は、佛語会話の専任教員を採用せず、P Cと改めて非常勤講師として契約するに当り、専任教員時は前、後期とも6コマであったのを前記のとおりコマ数を減少させて契約した。

- 3、 VMは、被申立人大学の非常勤講師として契約するまでは、同大学の総長の妻の佛語個人教師をしたことが縁で同大学と契約することになったが、その経歴から他大学の佛語教師としての経験はない。(乙7、第1回審問速記録12項、13頁) 被申立人大学内の佛語教員からみて、佛語教師としての評価は、P Cの方が優れているとされている。(第2回審問速記録15頁)

平成18年度の佛語会話の授業について、受講学生数が著しく減少したが(乙4)、これは学生数の減少と共に、大学内の制度が変り学生の必修単位数を減少させて、種々の選択できる科目を増加させた結果によるものであるが、専任教員を採用せず、非常勤講師との契約で賄うことが被申立人側で決められた。その結果、非常勤講師であったP Cに前期2コマ、後期6コマのコマ数をVMに前年と同じ前期4コマをそれぞれ担当してもらうことにした。(ちなみに専任教員の場合、前、後期各10コマまで契約上担当させることができる。第3回審問速記録8頁)

- 4、 この取扱が、VMに対する不利益取扱で引いては申立人組合に対する支配介入であるのか、という点は到底認めることができない。

まず、一般に被申立人が契約する非常勤講師のコマ数をすべて平等にする規定などはなく、個々に決められている。非常勤講師がすべて一様に同一で、その授業内容も同じでなければならぬ場合には、平等扱いにすべきであろうが、その非常勤講師の個々の能力や従前の実績も分っている場合、合理的なコマ数を決めることは、何ら差し支えない。

本件について、VMには、従前どおり前期4コマ数を担当してもらっているから、同人として例年どおりで特に不利益とはなっておらず、

P Cが専任教員から非常勤講師となったことは、VMおよび申立人にとって直接係りのないことであるのに、ただ非常勤講師である以上、同一扱いにすべきだとして、クレームを述べてきたのが実情である。

仮に被申立人がP Cでなく、佛語教師として実績も能力も分らない者と非常勤講師として契約し、VMのコマ数を超えるコマ数を与えた場合であれば、被申立人に申立人側に対する何らかの不当労働行為の意思があると推測され、非難されることがあるかも知れないが、そのような事例でなく、その経緯からみて、合理性のある取扱いだといって過言ではない。

むしろ被申立人が、平成18年度において佛語会話の授業につき新たに専任教員を採用しておれば、必然的に非常勤講師が不必要となり、VMやP Cとの契約はなかったと考えられる。それをVMおよびP Cとの契約をしたことは、できるだけ従前の状況を尊重した授業方針を望んだもので、VMに対する差別や申立人組合の団結権の侵害行為となるとは到底考えられない。従って被申立人の不当労働行為は存在せず、客観的にみても被申立人に不当労働行為の意思が全くない事案である。この点従前主張（答弁書第3の2）と同様である。

## 第2. 団体交渉について対応が不誠実として、拒否に等しい事案の有無について

- 1、 本件の団体交渉は、3回行われ、その内容について当事者間で録音して反訳したもの（乙1, 2, 3）があるので、明確になっていて、申立人が求める①団体交渉の際に理事や教授会メンバーの出席がなかったこと、②P CとVMの評価についてその際具体的に示さなかったことは事実である。
- 2、 前記①について、団体交渉の相手方として、当時被申立人代表者から委任をうけた堀之内総務部長らが出席していて何ら問題はない。

申立人が求めているのは、具体的に説明できる者という要求であって、これに応じなくとも代って説明できればよいのであるから、出席

者が理事や教授会メンバーに代り説明できているから（例えば、乙2の4頁、5頁）、何ら不誠実な対応ではない。この点について被申立人の準備書面（一）3頁にもふれているとおりである。

- 3、 前記②について、被申立人側の団体交渉の担当者が、PCの評価について抽象的な表現であるが、説明している。（乙2の4頁、5頁）

しかし、具体的な内容は、本人の了解を得ていない個人情報だとして説明していない。

個人情報は、氏名、生年月日、他の記述で特定の個人を識別できるものをいうので、PCの評価について承諾がない場合、被申立人が第三者に情報を提供することは、法令に基く場合等に限られた場合である。（個人情報保護法23条参照）

被申立人側の団交担当者が、VMとPCの評価の具体的な内容をいえない苦渋の選択で、単にPCの評価が高いとか、専任教員としての実績という程度の外形的表現しかできなかつた点を申立人側に了解してもらえなかつたのである。

この点についても被申立人準備書面（一）の4頁でふれている。

- 4、 従って、団体交渉において理事、教授会メンバーの出席がなかつたことについて、何ら差し支えなく、また個人情報保護法の施行に伴い、非常勤講師の評価等の具体的な説明ができなかつた点は、法律的な障害であり、正当な事由がある。

そうだとすれば、これらについて不誠実な団体交渉とはいえない。

申立人は本件で争点でない事実について、被申立人の行為について論難しコンプライアンスを強調しているが、敢て反論の要がない。被申立人側には、コンプライアンスに反する行動はない。

よって、本件申立は棄却すべきものとする。

以 上